

中世中期サン・トメールの市場をめぐる自由と統制

——一三世紀ワイン・ステープル市場再論——

山田雅彦

はじめに

筆者は、現在、中世中期に北西ヨーロッパで最大規模の商業都市に成長した北フランスの都市の一つ、サン・トメール Saint-Omer 市を対象として、同市の市場をめぐる商品流通構造、及びそれを取りまく市場制度の「変容」を考察している。本稿で筆者が問題とするのは、そのうちのワインをめぐる流通である⁽¹⁾。

ワインは分類上食糧品に属すものの、日常的に取り引きされる魚介類や肉類と比べて「奢侈性」ははるかに高い。また、サン・トメールのようなワイン生産地ではない地域では、完全な輸入品でもある。しかし、中世世界にあってワインは一概に贅沢品であったとも言い切れない。何よりそれは常に教会のミサの場で必要とされたし、中世の都市社会にあって、その消費量はかなりの量に及んだとの試算もある⁽²⁾。いずれにせよ、この流通部門で注目したいのは、ワインがサン・トメールを含む北フランス一帯では市場ベースによる生産はなされておらず、必然的に外部・遠方からの輸入に頼らざるを得ない商品であった点である。しかも、ワインはサン・トメールに持ち込まれたあと、そ

こからさらに広範囲に及ぶ周辺地域へ移出・再輸出されていた。サン・トメール市のワイン市場は、このように産地・消費地間の中継基地ともいべき機能を備えていた。この特異な市場部門が市場管理者としての都市当局にどのような課題を突きつけたのかは、大変興味深いテーマである。

筆者は、以前、サン・トメール市のワイン取引の問題を取り上げて検討したことがあるが、今回この再論では、旧稿を全面的に修正し、この部門に関して実施された都市当局の管理実態を他部門の動勢などと比較しながら多角的に見直すことを行なってみた。

一 史料——一三世紀都市当局による

条例登記帳〈registre aux bans〉の作成

本稿で使用した史料は、主に三つからなる。第一は、サン・トメール市に伝来する複数の流通税表〈tarifs de tonlieux〉⁽⁴⁾。第二は、フレンドル伯やアルトワ伯、サン・ポール伯などの諸侯権力がサン・トメール市宛に発給した証書史料〈actes princiers〉⁽⁵⁾。そして第三にあげるのが、本稿がその分析の中心とした史料群、一三世紀後半にサン・ト

窓
メール都市当局の書記三名によって書き積み重ねられた「条例登記帳」(もしくは「布告登記帳」〈registre aux bans〉)である。

この史料の原本は、現在サン・トメール郡図書館古文書部に保管されている⁽⁶⁾。全体にわたり丁寧な「半楷書体」で記述されていることから分かる通り、この条例登記帳は、条例が発布されると同時に登記されたというものではなく、一三世紀後半のある時点で、それ以前に制定されていた多くの条例を年代・種類別に整理し転載したものを基本とし、それにその後の数回にわたる追加的書き込みが加えられたものである。現在伝来している条例登記帳は全部で羊皮紙四三葉を束ねた帳面であるが、その最後の書き込みは、デルヴィルによると一二九〇年代と推定されている⁽⁷⁾。また、内容から判断すると、収録された条例の最古部分は一三三〇年代のものとみなされている。したがって、この史料は、一二三〇年代から一二九〇年代までのほぼ七〇年間の都市の条例を収録していることになる。しかも、デルヴィルは、この七〇年間にも及ぶ条例の一つひとつについて、その制定年代を細かく推定する作業をしており、それによってわれわれは、この条例登記帳を規則・規定の寄せ集めという「静態的」史料としてでなく、むしろ規則・規定が変化していく様を伝える貴重な「動態型」史料として用いることが可能である。

いずれにしても、こうした部類の条例登記帳が一三世紀のものとして伝来している都市は珍しく、北フランス・フランドル地方では他に類を見ない⁽⁸⁾。一三世紀後半になってますます膨大となる日常的法規の山を正確に記録・把握しようとする心性が、いち早くこの都市の役人に芽生えたというほかないが、これは、このあとの諸章で述べるよう

に、一二六〇〜七〇年代にかけてワイン取引をはじめサン・トメール市の市場をめぐって、多くの構造的問題が生じていたことと無縁ではない。市場に関する規則がより徹底して制定されていったことと、条例登記帳という形で体系的な記録の編集作業が始められたこととは、並行して起きた現象であり、両者の間には密接な関係があったと理解すべきであろう。

また、条例の制定が可能であるというのは、そもそも制定主体である都市自治体はその種の条例制定権を保持する団体となっていたことを意味する。中世ヨーロッパの都市のうち、人口・経済機能等の面で規模が大きくなると、一般に領主から多大な自治権を獲得した事実が知られる。サン・トメール市もまたその類に漏れない。一三世紀のサン・トメール市はフランス王、続いてその弟、アルトワ伯を都市領主として仰いだ⁽⁹⁾が、もともと一二世紀九〇年代まではフランドル伯領の一部をなしていた。サン・トメール市が法制定に関する一定の権限を含めてその広範な自治特権を獲得したのは、このフランドル伯のもとであったと考えられている。明示的に法の制定権を与えたとの文言はなかなか見いだせないものの、一一六〇〜七〇年代、時のフランドル伯フィリップIIダルガスが、サン・トメール市に対して、パンや魚・肉などの日用品に関する市場の管理権を与えたと判断しうる伯文書は伝来する⁽⁹⁾。むしろこれは、サン・トメール市だけではなく、同伯はフランドル領内の同等あるいはそれ以上の大都市を対象にして、ほぼ同内容の権限委譲を行っており、当然他都市でも同様のことが起きたと推測される。しかし、それではなぜ一一七〇年代頃ではなく、一二三〇年代という比較的遅くなってから都市当局は、条例という形態

で日常生活に関する種々の布告を發布するようになったのであろう。この問題に関しても決定的な答えはないが、最近の都市の文書処理能力に関する一連の研究を参照する限り、おそらく早い時代にあつては未だ都市固有の書記局的存在がなかったからではないかと推定できる⁽¹⁰⁾。それでもサン・トメール市はどこよりも早く一二三〇年代には何らかの条文規定を出すようになっていたわけであり、都市書記局の形成の短期間での実現にむしろ驚くべきなのかもしれない。おそらくは、サン・ベルタン修道院やサン・トメール参事会教会という、古来より文書作成能力に長けた集団が身近な市内に存在したことが深く関係しているように思われる。

問題の都市条例帳は、一九世紀末に一度、ジリーによって刊行されている⁽¹¹⁾。また、同条例登記帳の作成過程、ならびにそこに含まれる多様な条例内容の実際の発布年代については、以前は明確ではなかったが、これも一九八〇年代においてデルヴィルによって詳細な整理が施された⁽¹²⁾。なお、条例帳の原本には条例番号などほとんど記されていないため、条例の引用を単にマニユスクリの葉数(頁数)とその裏表表示 (recto と verso) のみで表記すると、条例相互の前後関係などが不明となる。そのため本稿ではすべて、旧ジリー版にある条例番号を本文内に表示することとし(例えば「条例一七」)、古フランス語の条例原文は、すべて末尾にまともて掲載した(末尾資料参照)。

二 一 構造化されたワイン流通経済

ブドウ栽培の北限よりも北に位置した現在の北フランスからオランダ一帯の地方、すなわち低地諸地方は、中世初期より域外にワインを

依存するワイン輸入地帯であった。中世初期にあつてはたしかに自前でワインを生産しようとする修道院もあった。しかし、ファン・ヴェルフューケの古典的研究が示すところによると、中世初期の北フランス・ベルギー地方の有力修道院のいくつかは、早くからブドウ栽培の北限地にあたるパリ盆地北部に専用の遠隔地所領を持ち、運搬賦役などを通して修道院へワインを搬送しようとしていたことが知られる⁽¹³⁾。また、ドゥエールトは、シャンパーニュ大市の起源を、北フランス・低地諸地方向けのワイン輸出機能のうちに見出そうとした⁽¹⁴⁾。中世初期以来パリ盆地周辺のブドウ栽培地とサン・トメールを含む北フランス・低地諸地方との間に活発なワイン流通が見られたことがこうして推測されている。

さらに地方史研究の成果に目を向けると、ピカルデー地方をほぼ東西に流れるソムム河がワイン交易の主軸の一つとなり、パリ周辺イール・ド・フランス地方から北フランス・低地諸地方へとワインが流れた過程が明らかにされている⁽¹⁵⁾。また、北フランスからベルギーにかけてのこの一帯では、多くの流通税徴収地でワインが重要な搬入・搬出品目として名を連ねている⁽¹⁶⁾。一三世紀に一大通過税徴収点となるバポール Bapaune の通過税規定では、他種類のワイン陸上輸送が想定されている⁽¹⁷⁾。関連して、この地域では、通過税や道路使用税を示す用語として *wingium* という単語が使用されることが多いが、これがワインを示すラテン語 *vinum* と無関係であるとは言い難い⁽¹⁸⁾。このように見てくると、パリ盆地から北フランスを経て低地諸地方へと陸路ならびに内陸水路を組み合わせて運ばれたワインの流通地理は、すでに中世中期には構造的な性格を帯びていたと考えられる。

この想定から直ちに連想されるのが、中世後期諸都市の「ステープル制度」(staple)である。一四・五世紀低地諸地方の商業都市の多くは、地域の諸侯から正規の特権状をえて、ある特定の主要商品の取引に関する独占的取扱いを許されていた。これがステープル特権である。ワインもまた重要な輸入品であるがゆえに、この種のステープル特権の対象となる商品であった。例えばワインに関するステープル特権を保証されると、その都市は周辺地域を含めてかなりの範囲に及んでワインの移出入をすべてコントロールできた。すなわち、いったんすべての外来ワインが都市のステープルと呼ばれる倉庫兼取引所に集中され、そこで積み替えや商品検査を経たうえで、移出・輸出分は一定の税を負担してはじめて外部へと出ていくことが許された。その性質上、かつては「指定市場」「強制市場」もしくは「積み替え強制」といった表現で訳され、「独占」もしくは「封建的悪弊」の象徴と位置づけられてきた⁽¹⁹⁾。しかし、ステープル制が成立・容認当初から悪弊であったと言うのは、あまりに戯画的に過ぎる。次第に硬直化する商工業の構造といった、深刻な経済問題が地域レベルで噴出しな限り、この制度にも相応の歴史的存在意義があったと考えなくてはならない。

この点で注目したいのが、低地諸地方とフランス中部の間のワイン交易の実態を丹念に検討したクレイベックスの見解である。彼によると、中世中期から後期にかけて諸侯が都市に対して付与する特権は、既成事実という以上に、何よりもそこが慣習的に重要なワイン取引地であったことを確認する行為であった。また、都市がこうした慣習的にできあがっていた仕組みに対して成文化を求めたのは、その市場機

能の衰退をくい止めようとするためであったともされる。したがって、ワインのように固有の流れを持つ財貨については、重要な商業都市は多かれ少なかれ古来より、非公式にして、事実上のステープル機能をもっていたはずだというのである⁽²⁰⁾。

実際、北フランスから低地諸地方では、いくつかの地点が中世後期にかけてワイン・ステープルといえるだけの中心的な取引地となっていたが、そのすべてが当初から全面的な独占を主張したわけではな

い。例えば、フランドル北西部ズヴィン Zwin 湾に位置するダムム Damme は、伯からの特権を得て、一四世紀にワイン・ステープルを法制的に確立する。ただしその運営はさほど厳格なものではなく、少なくともズヴィンへのフランス産ワインの輸入に関してはいっさい強制的な処置はなく、湾内で販売される樽についてのみ一定の販売規制が措置されたにすぎない。いったん必ずダムムにワインを持ち込ませ、そこからズヴィン湾の他の地点、特にスルウィス Sluis 港に運ぶ際にワイン商人は許可を得なくてはならないというのがその内容である。ちなみに一四・五世紀のダムムでは、ワインはニンシともっぱら交換される戦略商品であったが、特権を受け取った当時のダムムは、港湾内への砂の堆積等によるスルウィス港への港湾機能の移動などによって危機的状況に陥っていたのであり、法制化は都市がとるべき挽回策の一環であった⁽²¹⁾。ダムムへのワインの自律的な集散、すなわち非公式なレベルでのダムムのワイン・ステープル最盛期は、一二・三世紀における商都ブリュッヘ Brugge の台頭とそれに伴うダムム外港の発展の時代にあつたのではないだろうか。フェルヒュルストは、一九

九〇年代に史料分析が進んだ一通の流通税表を手がかりにして、一二世紀半ばズヴィン湾への経済の収斂を語っている⁽²²⁾。

他に、北フランスからベルギー空間にかけて、ワインの最重要特権ステープルは、ブドウ栽培地帯に相対的とはいえない近いうラス Arras とヴァランシエンヌ Valenciennes にあったという。それぞれアルトワ伯とエノー伯から中世後林にその地位を保障された。しかし、特権なしでも他の諸都市が重要なワイン市場地になっていったことも疑いなく、南から順に、ドゥエ Douai、モンス Mons、トゥールネ Tournai、イーブル Ieper、ヘント Gent、ブリュッセル Bruxelles、アントワープ Antwerpen がそれであり、ここで対象としているサン・トメールもまた一三世紀までは正規特権のないワイン・ステープル都市であったと考えられる⁽²³⁾。また、いったんこれだけのワイン流通拠点がある網の目状に形成されると、一定の「棲み分け」構造ができあがったとも考えられる。それが今度は全体となって構造変化に対するブレーキとして作動した可能性はある。しかし、それは一つのステープル都市に帰せられるべき責任でもなければ、ましてや封建的な性格を帯びた旧弊なのでもない。むしろその時代、この一帯におけるワイン経済地帯がそれを作り出していたにすぎない。

興味深いことに、前段落に名を挙げた都市のほとんどがエスコール Escourt (オランダ語表記では、スヘルデ Schelde) 水系沿いに位置していることであり、これはフランス北部から陸路と内陸河川を経て北上してきたワインが、いよいよピカルデー高原を越えたのち、エスコール (スヘルデ) 河を軸として流通していった事実を示唆する。ワイン生産の北限に接する位置関係と域内における重要な河川の存在が、

北フランス・低地諸地方のワイン・ステープル都市の基本分布を定めていた。

三、事実上のステープルの存在と ワイン流通の活況

条例中の文言、あるいは他の伯文書などの記述から、すでに一三世紀前期のサン・トメール市には〈eaple〉(staple) と称される倉庫兼取引所があり、ワインもまたそこを経由して取り引きされていたことが明らかである(末尾資料の条例テキストを参照)。

一二世紀のサン・トメールの流通税表群でもすでにワインは課税の対象となっているが、そこで問題となるのは一般的な市場税、あるいは市門通過の際の通過税・荷車税であり、これらは期間を分けて古来よりの大勢力であるサン・ベルタン修道院とサン・トメール参事教会、そして都市当局の間で収益を分割して徴収されていた⁽²⁴⁾。また、搬入されたワインは、サン・トメール市の城代によってその計量検査が実施された。この権利と税を〈foragium〉というが、その体制は一八一年に城代の文書によって規定され、この計量時の税は「搬出税」〈exitum vini, droit disuue〉の名称でも示された。サン・トメール市民とバンリウ住民はこれから免除されたが、外来者は課税対象者としてその義務を負った⁽²⁵⁾。名称からしても、外来者が自由に購入して外に持ち出せばならないという趣旨の関税なのである。このように、すでに城代管理時代から、ワイン取引は計量という作業を軸として、事実上のステープル体制と表現できる管理市場体制の下にあったことが判明する。

このような体制の下、一三世紀を通してサン・トメールのワイン取引が拡大したことが、諸史料から確認される。まず、ステープル業務に関係する役職者数の増加が見取れる。詳細は後述するが、アー河を介して市内に搬入され、そしてステープルに持ちこまれる際、ワインは都市当局が管理する「荷下ろし人」〈desterkeur〉によって河岸で船から積み降ろされる仕組みになっていた。これに関して、一二五八年都市当局はこの仕事に誰でも自由になれることを定めた(条例一五九)。おそらくは、河岸での混雑(取引ワインの増大)を緩和するための緊急措置であったと見てよい。一二八〇年、都市当局は城代と協議したうえで、〈desterkeur〉の数を再び一四〇二〇人に制限するが、必要時には追加するとも規定している⁽²⁶⁾。具体的な取引量について、デルヴィルは、城代がワイン計量税〈foragium〉から二〇〇リブラを引き出した一二六四〜六八年の一通の文書のデータから、城代検量の前を流れた年間のワイン樽数を、一九二〇〜三八四〇樽(前者に近い数値)程度と見る。さらに一三二〇年には八八一六樽が取引さされ、そのうちの半分強にあたる四八一二・五樽分が小売に出されたことも判明しているが、この小売分をリットル換算に直すと三九〇万リットルとなるという。人口を四〜五万として、一人平均の年間飲料総量が七八〜九八・五リットル、一人が四・五日で一リットルを消費している計算となる⁽²⁷⁾。飲料以外でも使用され、居酒屋などの酒類専門の小売り業者もいたことを勘案すれば、これが過大な数値とは必ずしも言えない。

このようなワイン市場の拡大の背景には、他都市と比べた際のサン・トメール市の地理的優位性がやはり指摘されねばならない。前章

で見してきたように、サン・トメールはエスコール(スヘルデ)水系に接近してはいても、それと直結した位置関係にはない。しかし、その欠点を補って余りある利点が同市には存在した。アー河を介して比較的短い距離で海と繋がっていた点⁽²⁸⁾がそれである。サン・トメールは早くからイングランドとの関係が深かったことが指摘されているが、これもアー河の存在を無視しては語られない。経済史的な次元では一二世紀初めにはすでにアー河口のグラヴリーヌ Gravelines での市場税免除特権の認定を獲得している⁽²⁹⁾。また、一一六〇年代以降、グラヴリーヌの本格的港湾都市化事業がフランドル伯の主導のもと、サン・トメール市も加わって着手される。同時にサン・トメールでも直接都市へ海船を接岸させようと、大規模なアー河大運河 Grande Rivière の建設が施工されている。まさにサン・トメール市にとってアー河は、ブリュッヘにとってのズヴィン湾のごとく、対外交渉のための動脈だったのである。

サン・トメール市のワイン市場には、各方面からワインが持ち込まれていた。条例登記帳による限りでも、一三世紀中期のサン・トメール市に搬入されるワインの種類は複数あった。フランス・ロワール河流域のオルレアン Orleans、ブルゴーニュ北部のオセール Auxerre、シャンパーニュ北部のソワソン Soissons のワインがそれぞれ別銘柄で到着している(条項三二、四六、五七七参照)。また〈vin de tille〉と言われるいわゆる地元産のものもある(条例三二)。さらに別の条項では、〈vin rinois〉の名があり(条例三七、八八、五七七、八五八)、デルヴィルによるとこれはライン Rhein 河(仏語でザRhins)産のものと解される⁽³⁰⁾。なお、都市条例帳ではオセール産とライン産は

初期から後期まで一貫して言及されるが、ソワソン産とオルレアン産は初期の条項で言及されて以降は確認されない。ワイン流通地理に何らかの変化が起きたものと考えられる。

実際、一三世紀に台頭したのが南西フランスのワインである。条例登記帳でも、一二九〇年代の条例群から、ポワトゥ産サン・ジャン・ダンジュエリィ Saint-Jean-d'Angery の白ワインが登場する(条例五七七)。一四世紀初めにはアルトワ伯妃マオーもこの地方のワインを常飲していたことが知られる⁽³¹⁾。これ以前の条例には南西フランス地方のワインは言及されていないが、別の商業系史料、サン・トメール市民の商取引記録〈werp〉の分析から、それよりも早い時期からラ・ロッシュェル La Rochelle 港などを通して一定量のワインがフランドルやアルトワ地方に輸入されていたことが判明している⁽³²⁾。まさしく海を介して相当量のワインがサン・トメールに入るようになっていたのである。

それでは、こうしたワインの搬入、さらにはその買付け行為は、誰によって担われていたのであるか。一般にはステープル都市の場合はその受動的性格が強調され、仲介者(中間流通担当)としての機能が強調されることが一般的だが、これは大部分の中世後期都市には妥当しても、少なくとも一三世紀以前のサン・トメール商人には当てはまらない。しかも、一四・五世紀になってもなお彼らは各地のワイン生産場でアクティヴに活動しているのが知られる。デルヴィルは一連の研究を通して、彼らによるワイン能動商業の実態を克明に描き出している⁽³³⁾。また、中世後期には特にダンケルク Dunkerque を新しい外港として利用し、活発な海上商業を維持していたことが、同じデルヴィルとキュルベイエによって明らかにされている⁽³⁴⁾。

さらに、デルヴィルとルヌアールの研究によると、サン・トメール人の一部はすでに一二二四年に、ポワトゥ産ワインの積出港ラ・ロッシュェルに定住していた。また、一三世紀末から一四世紀初めのある商取引記録からは、彼らがカレー港を拠点にして南西フランス産のワイン取引に能動的に関わっていたことが判明する。ウィッソク家などを筆頭として、サン・トメール市ではワイン商業をもとに都市貴族〈patriciat〉化した家系がいくつもある。ワイン商人と都市参事会員(エッシュヴァン)の間の相関関係は高く、ワイン商人を行なった後に、エッシュヴァンに昇任するケースが目立つ。Jehan Wolveric なる人物を例にとると、一二四五年にハンザに加入し、六二〇六四年にワイン商として活動した後、七三年にエッシュヴァンになり、八七年から九七年までを市長として務めた。デルヴィルはその成功の基盤を、ラ・ロッシュェル産ワインの取扱いと考えているが、おそらくその想定は正しい⁽³⁵⁾。

しかし、経済情勢や戦争の影響によってこうした構造は少しずつ変わっていった。外国人商人の進出が顕著となってくる。一二一八年、ワイン計量税規定はすでに外国人商人によるサン・トメールでのワイン購入を想定している。それによる限り、外国人商人が同市内で直接小売りすることは禁止されていたし⁽³⁶⁾、初期の都市条例にもそれは踏襲されている(条例二三、二四)。ともあれ、外国人商人の直接来訪が増大していたことは疑いない。特に一三世紀後半以降、南西フランス産のワインの流入が増えていったことはすでに述べたが、この動きは当然のことながら、ラ・ロッシュェルをはじめとする南西フランスの商人の動きをより活発にしたものと容易に想像できる。サン・トメール

窓 市場にとっては、ワイン産地商人の直接参入を意味する。そしてその動きは、次章で見られるように、サン・トメール市にとってきわめて困った事態を引き起こすことになった。

四 事実上のステープルの影響圏と フランドル女伯の対抗

ところで、サン・トメールに搬入されたワインは、市内で消費されただけでない。周辺地域へも移出・再輸出されており、そのエリアはかなり広がった。こうした周辺部への広域的な再分配機能こそ、ステープルのステープルたるゆえんである。一度このような物資集積市場が形成されると、周辺部の機関や住民は中心都市のステープル市場を介して商品を求めるという流れもまた構造化するのである。

まず、市内にある市場の利用に関して流通税免税権を享受することができたエリアが都市の周辺に広がっている。いわゆるバンリウ（都市郊外の従属地域）と呼ばれるエリアがそれであり、この範囲は再三条例登記帳の布告が定めるように、都市のステープル市場の禁制エリアに含まれていた。すなわち、この範囲で秘密裏に取引をすることは法制上禁止されていたのであり、バンリウの住民は定められた条例ルールに従って、都市内でワインの買付けをする必要があった。

ワイン搬出の範囲はさらにバンリウを越えて、一四世紀には四リウ（ほぼ一六キロメートル）半径をカバーしたと言われる。おそらくはまた、それよりもはるか遠方へと再輸出されていたと考えられる。例えば、北に向けては早い時代からグラヴリーヌまでをエリアとしていたのは確実であり、条例登記帳でもグラヴリーヌの水夫たちはサン・

トメールまで樽を積み替えてはならないとする規定がある。（条例八七）。これは、一二世紀半ばにフランドル伯フィリップⅡダルザスがサン・トメール市民に認めたグラヴリーヌ特権に由来する規定と思われる。その他、ジリーやデルヴィルによれば、サン・トメール城代が認めた「ワイン計量税」〈foraging〉の免除特権者の分布が、サン・トメール市のワイン移出エリアの広がりを間接的に表している。北部・海岸部ではカレー Calais からフルルネ Veunneまで広がり、南部ではエダン Hesdin、オヴィニニー Aubigny、アラス近くまで及んでいる。⁽³⁸⁾

もっとも、南方面には空白地帯も存在したと考えられる。サン・トメールの南に位置する小都市エール・シュル・ラ・リースがリース河に面して位置した関係からか、小規模ながら別のステープルを構成していたからである。⁽³⁹⁾ それでも、さらに南のドゥエの市民は一二七八年に、パリ盆地北部の小都市ノワイヨン Noyon からと同時に、サン・トメールからもワインを購入していたことが知られる。Jehan Laman de Saint-Omer なる人物が、六ヶ月の支払猶子で、ドゥエ市民にラ・ロッシェル産のワインを売却した記録が残されているのである。⁽⁴⁰⁾ それを記した書状の文面からすると、彼は定期的にドゥエを訪問していたことも推察される。一度限り・単発の契約ではなかった可能性が高いのである。ちなみに、ドゥエとサン・トメールとの関係に関して、デルヴィルは市民家系の結合という観点からも補強的な議論を展開している。⁽⁴¹⁾

また、向きを変えてみると、サン・トメールの北東、アー河の対岸地方、すなわちフランドル伯領に向けてはサン・トメールのステープ

ル市場の影響はどのように及んでいたのであろうか。この点を検討するに当たり、今少し当時のサン・トメールとフランドルとの関係を整理しておく必要がある。

サン・トメール市は一九〇年代初頭まで、古来よりフランドル伯領に属す都市であった。しかし、国王・諸侯間の領地委譲や戦争などを経て、一三世紀に入ると同市はフランス王の支配下に、さらに一二二〇年代以降は王弟のアルトワ伯の伯領内に位置する都市となっていた。アー河はフランドルとアルトワとの境界線ともなり、フランドル伯領やアー河河口「右岸」に位置したグラヴリーヌは、サン・トメールにとっては「外国」の地となっていた⁽⁴²⁾。それでもサン・トメール市とフランドル伯領との縁がそう簡単に切れたということはあまり考えられない。当然、一三世紀に入って以降も、フランドル伯領内の商人と同市との間には密接な商業関係が保たれていた、そしてサン・トメールに集積されるワインも、その一部がステープルを介してフランドル商人によって各地に転売されていたと考える方が自然である。

しかし問題なのは、今やフランドル商人は、サン・トメールにあっては南西フランス人と同様に、「外国人」と見なされたということである。また、すでに述べたように、サン・トメール市は、古来よりグラヴリーヌで自由に活動ができる諸特権を保持していたが、一三世紀のフランドル伯からすると、きわめて不快な行為としてそれは映ったにちがいない。フランドルとサン・トメールの間には、奇妙な経済対立が一二六〇年〜七〇年代に生じたことが種々の史料から確認される、例えば、一二七〇年代に、グラヴリーヌ近海でのサン・トメール市民によるニンシン漁、並びにグラヴリーヌでの塩漬け作業をめぐ

り、フランドル伯は彼らの自由な活動を制限する旨の書状を發布する。しかし、市民たちは古来より保証された権利をたてにパリの高等法院に提訴を行い、最終的にはこの係争に勝利する⁽⁴³⁾。地政学的事情が商業活動に直接影響を及ぼすのは、たいてい戦争や諸侯を巻き込んだ利害対立が生じた際である。この場合は、おそらくサン・トメール市の圧倒的な物資集散機能により、フランドル伯領南西部の地域社会が大きくその影響を受けていたことが、フランドル伯の突然の行為を促したように思われる。そして、同じ問題はワインに関してよりあからさまな形をとって噴出していった。

一二六二年、当時フランドル伯領は伯ギーが幼く、前伯の妃マルグリートが女伯となって統治していた。この年彼女は、グラヴリーヌにワインを持ち込むガスコニュー人、ポワトゥ人に破格の特権を賦与した。文書は、グラヴリーヌに来る当該の二つの地域の商人とその共同出資者宛に、また同時に、ラ・ロッシェル、ニオール Niort、サン・ジャン・ダンジェリイの各自治体とその市長宛てに発せられている。文書は長大な特権リストを含んでいるが、主なものを列挙すると、

①当該地域の商人の代理人〈sergents, velleis, gardiens〉の伯領全域での保護。

②領域内の全ての都市やブール、各所への自由な商品輸送（安全護送）とそこでの自由な売買活動。

③商品の抵当差押さえ、あるいは商品保管の自由。

④女伯の土地の者^{II}フランドル伯領民との協同行為の自由。

⑤グラヴリーヌで訴訟を受ける場合、裁判担当官からの助言と弁護士を確保する権利。

⑥ワインの検査に関する自由。すなわち女伯のバイイ(バイイ)により、またグラグリーヌの都市参審人(エッシュヴァン)、裁判担当官によって、あるいは他の該当者によって、年に一回だけ、新しいワインが入港したときのみ検査が行なわれる。

⑦検査を名目にしたサン・トメールのワイン検査官による倉庫等への接近の禁止、等々である。⁽⁴⁴⁾

書状内容からも、この特権賦与がサン・トメール市のステープルへの対抗措置であったことが明らかである。第六条特権、及び第七条特権で問題となっている「倉庫」はサン・トメール市のそれというよりも、おそらくグラヴリーヌ港に設置されたフランドル伯下の施設、もしくは地元商人の施設と考えられる。女伯は、サン・トメール市のステープル役人を可能な限り排除し、独自の、しかもきわめて軽微な検査体制で、新興の南西フランス商人を優遇することで、ワイン流通の向きを変えようとしたのではないかと読むことができる。その意味で、一二六二年の特権こそは、まさに大権を行使しての女伯側からの起死回生策であった。

五 サン・トメール都市当局の戦略と

真のステープル化

前章に見たフランドル女伯の措置は、おそらくサン・トメール「政財界」に少なからぬ波紋を引き起こしたにちがいない。たとえ直ちに大きな影響が出ることはなかったとしても、サン・トメール人にとってその特権文書の内容は潜在的な脅威と映ったにちがいない。概して、サン・トメール市当局は、おおまか二つの方向で打開策を見いだ

そうとしたように思われる。以下、この点を順次見ていくこととした。

(一) パリ盆地産ワインの新規流入ルートの開拓

彼らが模索した第一の道は、南西フランス産ワインに頼らない仕方
で、いかに安定的にワインの流入を確保するかという方向の道であった。この方面では、まず彼らは、当時北フランスの商業幹線ルート上に整備されつつあったバポームの通過税制度の「研究」をはじめたことが知られる。筆者がサン・トメール郡文書館で再発見した一二七三年の転写とされるバポーム通過税規定の写本の作成がそれを物語っており、都市はこの時期、通過税規定の原本がある王権の文書庫に出向き、これを転写し、さらにそれを同市の特権文書帳(«cartulaire»)と合冊するかたちで編集している。興味深いことに、規定のうちでときおり言及される「サン・トメール」の語に書記かテキスト分析者の誰かが反応したと見られ、下線やチェック印が書き込まれている。当時のバポーム通過税制度は、仮に同地を通らなくとも通過したと同等の負担を求めてくるなど、かなり強制的な様相を呈しつつあったことは確かで、過去にはなかったような通過税負担をめぐる紛争が出現していた。⁽⁴⁶⁾ 都市当局は、こうした事情を踏まえて可能な限り自身に有利となる方策を模索したのであろう。彼らはずいに、バポーム通過税規定の曖昧な表現をうまく利用したのか、周辺諸侯へのロビー活動を通して、自身に有利な特権状を獲得するにいたる。

一二七六年、アルトワ伯ロベール二世が与えた文書がその代表格であり、これによって「サン・トメール市民は、ガリア語で「ポーヴ

エの」と言われるワインをサン・トメールへ運びたいと思うとき、あらゆる道を通して、本来なされるべき、バポームの負担なくして、それを運ぶことができる」ようになった。伯はさらに「上記ワインがいかにほどの量であるうと、その通過税から彼らをはずし」「負担のないもの」とした。ただし、このワインがバポームの通過税徴収区域を通る場合は別とされ、その場合は慣習通りの通過税を負担するよう指示されている。⁽⁴⁷⁾ この特権が、サン・トメール市民にとって画期的なものとなったことは言うまでもない。それ以前の通過税規定では、問題のバポームを通過せず、ボーヴェからまっすぐ北に向けてサン・トメールまでワインを運ぶ場合でも、バポーム通過税役人団の判断次第で所定の税負担を求められたのであり（事実そのような法外な要求とそれと端を発する提訴が、前述したとおり一三世紀後半から増えていく）、この一二七六年の措置はこれに大きな風穴を開けてくれたのである。

アルトワ伯自身もおそらくフランドル伯に対抗するという意志を持っていたようである。前述の特権がサン・トメール市救済のためだったことは確実であり、本特権と相前後して伯ロベールは、別の措置を講じている。まず一二七一年、サン・トメール市に商人を参集させるため、新しい「年市」*annuaire*の創設を決定した。⁽⁴⁸⁾ また、一二七七年には、サン・トメールのワイン・ステープル市場制度の据え置きを認めつつも、三年の期限をつけて外国人にサン・トメール・ステープルでのワインの自由な買付けを許している。⁽⁴⁹⁾ まさしく伯ロベールは、重大な危機に直面していたサン・トメール経済のでこ入れに乗り出していたように見て取れる。ただし、この年市開設や一時的なステープルの緩和策は、外国人の市域内への流入を従前にもまして促す措置で

あっただけに、場合によってはサン・トメール市場の市場環境になにかの混乱を引き起こした可能性もある。この点はこのあと議論する都市によるステープル維持問題の背景にあるのかもしれない。

いずれにせよ、アルトワ伯の動きいかにかわらず、サン・トメール市は、バポームを回避するワイン搬入ルートの安定的確保のため、あらゆる方面で交渉を行なったようである。一二七八年に、サン・ポール *Saint-Pol* 伯ギーロッド・シャティヨンより、その伯領内でのあらゆる通過税 *tous passages et travers* の免除権を受け取った。⁽⁵⁰⁾ しかも、この文書は王権によっても承認され、⁽⁵¹⁾ 四年後の一二八二年にも確認文書が発給されるなど、相当に入念な法手続きが取られた。こうしてサン・トメール市は、フランドル伯に対抗しうるだけの法的環境を、自らの外交活動を通して実現していったのである。

(二) ステープルの維持と都市法制の整備

フランドル伯の特権が意味するところは、ステープルを介さない「自由主義的」なワイン取引であった。サン・トメールの人々、とりわけ市場を管理した上層市民団は、これとどのように向き合ったのであろうか。その基本はステープル市場の維持、もしくは機能強化であった。こうした側面に関して、最後にワイン取引をめぐる都市の対応を見ていこう。

(1) ワイン積替人をめぐる改善措置——城代の権限から都市の権限へ

ワイン取引の根幹は、初期においては城代のもとで統制されていた。サン・トメールをはじめ多くのステープル都市にはワイン積替の

窓 ための専門の職〈deskerkeurs (dechargeurs de vins)〈opalers〉

〈wincrodere〉が存在する。彼らこそがワインの積み下ろしと倉入れを行なう連中で、都市におけるワイン取引の第一段階に関与した人々である。この役の数は厳しい統制下であって、就任時には城代に対して一定の金銭を納付せねばならなかった。一二五八年にはこうした人数制限が緩和されるが、就任時の納付金制度は変更されなかった。

都市はかねてよりこの職の実質的管理権を掌中に収めたかったにちがいないが、ようやく一二八〇年の暮れになって、都市当局と城代の間で協定が結ばれる。積替人組織の数を再び制限することになるが、統制権は都市に帰属することになる。代わって城代には各被任命者がパリ貨で三五スーに相当するマルク銀貨一枚の支払いをすることでその後の体制ができた。このように、⁽⁵³⁾実際には一三世紀中頃にはすでにワイン積替人組織の実質的な活動は城代の目を離れ、都市当局が事実上の差配を始めていたと考えられる。一二五八年の条例がそれを物語るし、一二八〇年のそれは、いわばその最終的な事後承認にすぎなかったといえる。おもしろいのは、城代が主張した積替人の人数が一四名であったのに対して、最終的に協議で決まった数は二〇名であった。さらに繁忙期には増員するという追加規定まで設けられた。これは、拡大したワイン取引の実態をにらんでの現実的対応だったと考えられる。

さらに、都市当局にはもう一つの意図があったと考えられる。都市は、二〇人とはいえ、信用のおける人物のみにこの職を限定しようとした。もともと、彼ら積替人はかなり自由に行動していたと思われる。特に、五八年の規定からすると、その仕事はまったくの自由

職だった。当時は都市当局もその職の統制を行なっていない。一

二六〇年代以前の年代と見られる条例では、彼ら積替人は、河岸の〈deskerkeurs〉、サン・ベルタンのそれ、オ・ボン地区のそれといったように、複数の集団にまとまっていた。それらが相互に共同行動をしてはならない旨の規定は設けられていたが、望むものは誰でも、馬と縄を持ってこの職に就くことができたし、それを妨害しようとする者は一年間職権を失うともされていた(条例一五九)。ところが、一二八〇年以降、これは都市の管理する同職組合に編成されることとなった。さらにこの者は、仕事道具としての縄と馬を都市から購入することとなった。

なぜ、このような人数制限と組織統制が実施されるようになったのであろうか。商業の自由を制限しようとしたのであろうか。必ずしもそうとは言い切れない。むしろその答えは、前の時代からしばしば見られた積替人の違反行為の多さに求めることができる。条例登記帳によると、彼らはよく河岸で、あるいは船上で、あるいは「ステープル」〈etaple〉と称された倉内で柙やパイプを使って「良き人々のワイン」〈le vins des bones gens〉をくすねて飲むなどしていた(条例一五九、一七四)。おそらくは、この職業の者全員に対して発せられた不信任感が、「積替人は誰であれ、仕事の行き帰りでないかぎり柄杓を持ってはならない。犯した場合には六〇スーの罰金に処す」とする布告を出すまでにいたったのではないか(条例一八七)。

また、都市当局はもとより積替人と海運業者(船乗り)に対してグラヴリーヌとサン・トメールの間でのワインの積み下ろしを禁止はしていたが(条例八七)、それもまた実際にはかなりの違反者を出して

いたと見られる。事実、ほとんど同じ内容の条例が言葉をかえて繰り返し制定されている。「舟は荷を減らすことなくサン・トメールの河岸に着岸しなくてはならない(条例四五六)。「ワイン舟が棧橋につくと、船乗りはそれを引き渡し、河岸にそれを運ぶ時以外にはそこに着てきてはならない(条例四一四)」などである。

(2) ステープル内での検査・取引諸過程の厳格化

ワインは積替人によって荷下ろしされたのち、ステープル市場(倉庫)に運び込まれ、保管される。ステープルに保管されたワイン樽は、その横に樽内のワインの生産地を表示せねばならなかった(条例三二、四六)。その上でいよいよ検査と実際の取引が始まる。

一般に検査については、後代のステープル都市では必ず専門の役人としての検量官(〈Jaugeur〉)がいて、彼らが市場開始期に宣誓して行動する。樽の幅と高さ(深さ)を計算して内容量を確認する作業であり、かなりの技術と知見が必要とされている。しばしば物品税(〈assise〉)徴収官とともに活動した⁽⁵⁴⁾。しかし、一三世紀前半頃のサン・トメールではなおその専門職は条例に言及されない。むしろ、一般的に都市参審人(エシユヴァン)が伯のバイイ(〈balli〉)とともにワインの検査にあたるのの条例文言があり、彼らが人足を使って計量検査を行っていたと考えるべきであろう(条例三五五)。

それとは別に、〈cuvellier〉〈tonnelier〉と呼ばれる人々、すなわち「開栓人」とも言うべき、人々がいた。彼らはときに〈abrukiere〉の名でも現れてくる。彼らはその名の通り、樽を開け、樽から一旦ワインを出して小売や仲買向けに分配する役目を持っていたが、むしろその過程で「ワインを混ぜてはならぬ」かった(条例四六)。また、彼

らはステープルに樽がつく前に樽の栓をあけてはならないとされ(条例四一)、いったん樽が空になったら、樽は三日のうちに壊され、古い樽を用立てることは認められていなかった(条例八八)。また、商人とともに夜間に活動することも禁じられていた(条例四三)。この最後の禁令は、魚市場など、当時のほぼすべての市場部門に関してあてはまるものであった⁽⁵⁵⁾。

全体として彼らの仕事は当初より厳格に管理されていた。積替人と異なり一三世紀前半から任命職であり、報酬として樽毎に一二ドゥニエをステープルもしくは倉で受け取ることとなっていた(条例三八)。いわば、エシユヴァンの監督の下で、樽の検査・検量をも行なう公務員だった。それでも先に引用した条例文言が暗に示すように、違反行為が多かったのである。一三世紀後半になると、樽に新しい底をしかけた開栓人には、当時の罰金体系で最高額の六〇スーの罰金が科せられた。

一二八〇年代になると、さらに専門の「検量役」(〈gaugiere〉〈Jaugeur〉)の存在が確認される。この時、物品税が徴収されたのを確認した後でないと検量人は検量をしてはならず、違反の際は市民権を失うとされるなど、その職責はますます厳格な規定のもとに定められた(条例九二九)。

(3) ステープル内への卸取引の集中

検量の次にくるのが実際の取引である。これは、厳密にステープル内で実施される必要があった。販売に際しては一般的な注意事情が初期からかなり定められている。例えば、混ぜ物の禁止に関する条項は非常に多い(条例二〇、二二、三二、三七、四六、五七七)。また、外

窓 来者はワインの卸取引を行うことはできるが、所定の「仲介人」による介在が必要であったし、小売販売は禁じられていた（条例二三）。さらに、投機を防ぐため、誰であれ転売目的のワイン購入は堅く禁じられていた（条例二八）。

ここに出てきた「仲介人」とは、〈makelare〉ないし〈courier〉と言われる人々である。彼らは一二六九年には、都市当局に二〇リブラというかなり高額な補償金を納めないと、活動をしてはならないときれ（条例三五〇）、七〇年になるとステープルで自身の杯〈nap〉と自身の穿孔〈fove〉を持たない限り活動できないとされるなど（条例三三八）、一定の財産持保有者であることが就任の条件となっている。実際、この職務はワイン取引の根幹に関わっている。彼らの仕事のうちには、栓を開けて中味を試飲し、評価するという重要な仕事がある。それだけに彼らはワインのことを熟知しなければならない。また、彼らは買い手と売り手の仲を取り持ち、その上でワインの質に応じて最低価格の設定を提案するわけであり、交渉人としての手腕も大いに期待されている。

それだけに、この職に就く人物とは、おそらくは自身がワイン取引関係者、もしくは元ワイン商であった人物に相違なく、その仕事量からして相当のエキスパートであった。また、その器用さからして、自身で仲買人となって、多様な仕事に乗り出しかねない存在だったときえ見て取れる。事実、都市当局も彼らの活動を相当厳しく監視しようとしていた。条例の中で目につくのが、先述の開栓人と同様、他の仕事との兼業の禁止であり、おもしろいことに、他の商品の仲介さえもしてはならなかった（条例四五）——つまりは非合法にはそれが可能

だった——また、彼らは扱っている商品について、自身で小売業をしてはならず（条例八三）、同じく居酒屋・宿屋を営むこともできなかった（条例四七七）。裏を読めば、それらの経営者がしばしば自身の客を連れて仲介業を違法に営務、場合によっては仲買行為まで行なっているということでもある。夜間の活動を禁止し、昼間しかその仕事をしてはならないとする規定（条例四三）も、こうした市場外での暗躍を禁ずる措置である。彼らの潜在的な競争力と世才がいかにか通常の市場世界にとって脅威であったかを、これらの規定は示している。

彼らの仕事は、ワイン商人との協同購入ではなく（条例四四）、あくまで商人とともにステープルに行き、彼らがワインを購入するのを助けることを本務としていた。求めがなければ、買い手と売り手の間で斡旋してはならなかった。こうした職責規定は一三世紀前半の条文からも見えるが（条例三九）、一二七二年にも繰り返して発布されている（条例三〇一）。さらに、活動範囲も厳格にステープルに限定されており、商人とともにサン・トメル市内を離れてバンリウで活動することは認められていなかった（条例四二、二五五）。とりわけフランドル女伯が例の特権を南西フランス人に認めた直後、一二六四～六七年頃の条例では、二度にわたってバンリウでの仲介人と外国人商人の活動を禁止しているのは示唆的である（条例二五五、二六一）。もっともこうした規制がときおり解除されたのもたしかである。七七年にアルトワ伯が三年間に限って外国人にステープルでの自主的なワイン購入権を許可したことはすでに述べたとおりである。しかし、その期限が切れる一二八〇年の条例では、その規定を繰り返すことはしないで、宿屋と仲介人とをエッシュヴァンによる任命制とする旨の制度

改革が行なわれた（条例四七七）。仲介人とともに宿屋がこの時から全面的に都市当局の管理下におかれた事實は、取引空間の公開制（定期的な市場空間への取引の固定）の原則強化を示唆しているという意味できわめて重要である。ちなみに、この点は魚取引に関してもあてはまる。⁽⁶⁶⁾

（4）小売り業態に対する統制権の強化

最後に来るのが小売りである。主に宿屋と居酒屋がその役割を果たすが、そこでもまた嚴重に統制はしかれた。居酒屋に関する禁止条項は、最初期の条例群からすでに多数存在する。彼らは正しい量で販売するのはむろんのこと（条例一七、一八）、都市当局に通常の値段で常に最良のワインを提供する義務があった（条例一九）。また、蜂蜜や他のワイン、あるいは「他の何か悪い物」を混入することは堅く禁じられた（条例二〇、二二）。この類の規定は、その後も繰り返された（条例三七、四六、三一三、三五五、五七七）。

また、四月を越えて前年のワインを売ってはならず（条例二五）、自宅に古いワインを置くこともならず（条例一八六）、さらに聖アンドレの日（一月三〇日）から八日間しかワインの栓をあけることはできず、その後はワインを混ぜたり、動かしたり、濁らせたりしてはならなかった（条例二三〇）。いずれも比較的早い時代の条例に見られるが、これらはすべて一般的なワインの保存と品質確保に関する警告である。これはワイン・ステープルの範囲を超えた措置のように見えるかもしれないが、搬入から消費の現場まで品質第一を確保する立場からすると、最終段階での必要不可欠な法制措置だったと考えられる。

ちなみに、居酒屋には通りでの呼売りが認められていたが、しばしば、その場合の商売と居酒屋での販売とが異なるといった苦情が当局に寄せられた。条例登記帳は、二度にわたってその種の行為を禁止している（条例三一、三六）。呼売りの禁止は、魚市場部門でも確認されている。⁽⁶⁷⁾ ワインは産地別には種類があったが、小売りの販売は赤と白との区別での販売しか認められていなかった（条例二二五）。この職種もまた積替人、仲介人、あるいは宿屋同様に八〇年代に入ると厳格な統制下に置かれる。まず、他の職種同様に登録制になった（条例九二〇）。また、開栓後三日以内にすべて売らなければならない（条例九二一）、呼売りは物品税を支払ってからしかできなくなった（条例九二二）。

おわりに

サン・トメール市は中世初期・中期より特異な立地に恵まれて、非公式な事実上のワイン・ステープル市場の地位を確保していた。本来、その監督権限は封建期より存続する同市の城代のもとにあり、その体制は一三世紀後半まで続いた。しかし、次第に実質的な管理を行なう都市当局によって、その全体が管理されるようになっていった。特に、一三世紀後半に入って、南西フランス産のワインが流入し、しかも当の産地商人自身が市場に参入してくる過程で、ステープルを介さない「自由取引」——すなわち違法な闇取引——が当局の目をかいくぐって頻繁に行なわれるようになったと考えられる。こうした動勢を背景に、さらにワイン流通の流れを変更しようとするフランドル女伯の挑戦があった。いわば、サン・トメールの独占的地位を取り去

窓
り、自領に有利なワイン流通を実現しようとしたのが、かの一二六二
年の外来商人宛の特権文書であった。しかも同じ頃、北フランス内陸
部の通過商業の流れは、パポーム通過税のいっそうの制度化⁵⁸ 厳格化
が進行することで、いくぶん窮屈な状況になっていた。

以上の危機的狀況を前にして、サン・トメール市当局がとった方策
は二つであった。一つは、可能な限り周辺の諸侯に働きかけて、パポ
ーム通過税負担を伴わない、パリ盆地産ワインの陸路輸入を確保する
ことであり、これは一二七〇年代においてかなり成功したと見てよ
い。他の一つは、歴史的に構造化されていた枠組みの破壊、すなわち
ある種の「脱制度化」志向のなかで、あえて都市当局は旧来のワイ
ン・ステープル制度を維持し、また強化するという方策であった。そ
の場合、注意しなくてはならないことは、商人たちの商行為自体を著
しく制限するような措置を、都市は実はほとんど採っていないという
ことである。一二八〇年代に入って条例制定による取り締まりは強化
されたように思われるが、それらのほとんどすべてがステープル関与
役職者の職責強化に関係している。また宿屋や居酒屋に関する統制の
強化も、ステープルを活用する商人たちが活動するための、環境整備
の一環をなしている。⁵⁹ 外来の商人に求められたことはただ一つ、ステ
ープルにおいて正規のルートでワインの買付けを行なうということの
みであった。そのため、夜間の暗躍や郊外バンリウ地区での密かな交
渉もまた禁じられたのである。

それにしても、やはりこれは窮屈な仕組みと映るかもしれない。し
かし、なぜ都市当局はこうした体制に固執したのであろうか。一二七
〇～八〇年代といえ、例えば魚の販売をめぐることは、女性による魚

販売を限定つきながらもはじめて法制上認め、また特に魚屋のギルド
体制などもいまだ設けられなかったことが端的に死すように、都市当
局もまた商業行為に著しい制限を課すことはなかった時代である。そ
れにもかかわらず、見てきたような一連の条例は、ワイン・ステープ
ル体制の堅持を打ち出すものだった。答えは、「信用」の問題にある
ように思われる。関連する条例を通覧するに、ワインの品質の保持が
当局の至上命題となっていることは明らかである。職責の強化におい
ても、同時に信用における人物の採用が目指されたことが喚起されね
ばならない。都市がワイン商に対して、取扱量の制限や価格統制など
の、より踏み込んだ規制を一切設けていないことにも注意が向けられ
たい。サン・トメール市はまさしく、品質保証、それによるステープ
ル内での安定的な物資供給を最大の武器とすることで、自由な商業、
言い換えれば勝手な取引の横行に対抗しようとしたのではないか。し
かも、実際にこの選択は正しかったように思われる。デルヴィルが別
の論文で調査したように、サン・トメール市のワイン・ステープルで
の取引はその後も順調に推移し、一五世紀においても一大集散地とし
て十分機能していたことが知られるのである。それは決して「強制市
場」などではなかったということである。別の表現を用いるならば、
商人と都市と間の暗黙の社会的合意によって、このステープル制度は
存立し続けたように思われる。

これに関して、最近の経済学における歴史制度分析の研究なら、こ
のようなステープル制度を、商人自身にとっても必要な「最低限のル
ール」作りの場として取り上げるであらう。仮にこのシステムに違反
して莫大な利益を一時手にすることができても、違反が発覚してしま

えば、当該商人は二度と十分な量と質のワインを手に入れることができなくなる。ワイン商人が他方で順番に都市役人になって行動するとなれば、彼らは自らのルール造りに直接関与できる。そこで商人たちは、結束して互いを拘束する制度を当座整備した、ということになる。確かにこのように、典型的な意味でグライフ流の「多角的懲罰機構」として、ワイン・ステープル市場を解釈することは可能である。⁽⁶⁰⁾

しかし、そのような解釈にもまして、はるかに歴史学的な解釈が可能ではないか。一三世紀の都市当局者にはキリスト教的な公善も備わっていた。また、都市当局の役職者たちは自身が商人であるがゆえに自己の利益を守ることに関心はあつたろうが、同時に商人であるがゆえに、商業の収益性・有益性だけでなくその危険や欠点も十分承知していたのではあるまいか。しかも、次第に本格化する自治行政を担うに当たって、身近なところに居合わす市民の生活や経済生活上の不満にいつそう敏感にならざるをえなかつたはずである。特に一三世紀はまだ社会的諸身分が硬直化していたとは言えず、常に新たな商人や手工業者の声を傾ける必要があつた。そのやりとりの結果こそが、都市に残された大量の条例文ではないか。

総じて言えるのは、この種の問題を当局による市場の管理という観点からのみ捉えてはならないということである。また、歴史制度分析のごとく、市場システム形成の要因のいっさいをゲーム理論に基づき、商人の経営合理性の視点から説明する必要もない。むしろ、行政と商業のたえまない葛藤として存立・展開する場、それこそが中世ヨーロッパ以降の市場制度なのではないか。違反行為もあるが、それが絶えず、身近な地元の権力機構によって検証され、経験的に整序され

て、次第に「かたち」を整える。川名流には「公式」と「非公式」の相克⁽⁶¹⁾ 他の表現を用いるならば「制度化」と「脱制度化」の相克であり、その絶え間ない弁証法によって市場は「鍛錬」されてきたのであるまいか。

註

(1) 本稿は、平成一七〜一九年度・科学研究費補助金研究・基盤研究(C)「中世中期食糧品市場に見る「制度化」と「脱制度化」の相克——サン・トメールの事例研究」の一環をなすものである。

(2) 古賀守「ワインの世界史」中公新書、一九七五年一月、一三七頁。この他、我が国での中世西欧のワイン交易に関する実証研究として、斎藤綱子「中世エノー伯領地方における日常生活——ぶどう酒の消費と管理」『明治大学人文科学研究所紀要』三五、一九九四年三月、二七六〜二九〇頁、岡村明美「中世盛期における大西洋ワイン商業の展開と西フランス都市」『史學研究』二二〇、一九九八年五月、一〜一九頁、谷澤毅「中世後期ドイツにおけるワインの流通」『長崎県立大学論集』三四—四、二〇〇一年四月、一四七〜一七四頁。

(3) 拙稿「中世フランドル南部におけるワイン・ステープルの歴史の意味——一三世紀サン・トメールの都市条例を素材として」加藤哲美編『市場の法文化』国際書院、二〇〇三年二月、三九〜六二頁。本稿は、この旧稿原稿を大幅に加筆・修正したものが、特に大きな変更箇所は、一六二二年のフランドル女伯の特権に関する分析や全体の叙述構成である。本稿の執筆により、旧稿の本論部分はすべて改訂され、新版に置き換えられたものと判断されたい。

(4) 拙著『中世フランドル都市の生成——在地社会と商品流通』ミネルヴァ書房、二〇〇一年五月、第六・七章、及び同書の付録史料を参照。

(5) De Hempinne, Th. & Verhulst, A., *De oorkonden der graven van Vlaanderen, Juli 1128-September 1191, 2-1, Regering van Diederik van de Elzas (Juli 1128-17 Januari 1168)*, Brussel, 1988
他、フランドル伯文書は、一一世紀から一三世紀初めまで、フィリップ

ルダルザスの一時期を除いて、すべて刊行されている。その他、一二世紀の重要なフランドル伯文書、アルトワ伯文書は部分的に地域史研究の付録史料として刊本が入手可能である。未刊行のものは、特にサン・トメール郡文書館 Bibliothèque d'Agglomération de Saint-Omer (以下 BASO と略記) 所蔵のものを参照した。

- (6) BASO, Cartulaire ABXVIII-16, fol.1 r°-48 r°.
- (7) Derville, A., Le registre aux bans de Saint-Omer, in *Liber amicorum J. Gilissen*, 1983, pp.77-87.
- (8) この一帯の都市における法規の制定、ならびに文書形成の歴史に関しては、特に Godding, Ph., Les ordonnances des autorités urbaines au moyen âge. Leur apport à la technique législative, dans Duvosquel, J.M. & Thoen. E.(éds.). *Peasants & Townsmen in Medieval Europe. Studia in honorem Adriaan Verhulst*, Gent, 1995, pp.185-201; Prevenier, W. & De Hemptinne, Th.(éds.), *La diplomatie urbaine en Europe au moyen âge. Actes du congrès de la Commission internationale de Diplomatie, Gand, 25-29 août 1998*, 2000, Leuven; Clauzel D., Clauzel-Delannoy, I., Coulon, L., Haquette, B. & al., L'activité législative dans les villes du nord de la France à la fin du moyen âge, dans Cauchies, J.-M. & Bousmar, E. (éds.), <Faire bans, edictes et statuz>: *légiférer dans la ville médiévale. Sources, objets et acteurs de l'activité législative communale en Occident, ca. 1200-1500. Actes du colloque international tenu à Bruxelles les 17-20 novembre 1999*, Bruxelles, 2001, pp.295-329 及びを参照。
- (9) Giry, A., *Histoire de la ville de Saint-Omer et de ses institutions jusqu'au XIVe siècle*, Paris, 1877, pp.387-392, p. j. n° 14; De Hemptinne, Th. & Verhulst, A., *De oorkonden der graven van Vlaanderen, Juli 1128- September 1191, 2-2, Regering van Filips van de Elzas (Eerste deel: 1168-1177)*, Brussel, 2001, pp.260-261, nr. 438.
- (10) Van Synghel, G., Urban Diplomatics in the Northern Low

Countries, dans Prevenier & De Hemptinne (éds.), *La diplomatie urbaine...*, pp.523-534 が低地地方における都市文書員の探査過程を整理している。

- (11) Giry, *op. cit.*, pp.502-596.
- (12) 前掲註(7)の文献を参照。
- (13) Van Werveke H., Comment les établissements religieux belges se procuraient-ils du vin au haut moyen âge?, dans *Revue belge de philologie et d'histoire*, t.2, 1923, pp.643-662; cf. Hoebanx, J. J., Routes du vin. Quelques itinéraires suivis par des vins domaniaux entre le Brabant wallon au XVe siècle, dans Duvosquel, J.M. & Dierkens, A. (éds.), *Villes et campagnes au moyen âge. Mélange G.Despy*, Liège, 1991, pp.383-404.
- (14) Doehaerd R., Au temps de Charlemagne et des Normands, ce qu'on vendait et comment on le vendait dans le Bassin parisien, dans *Annales, ESC*, t.2, 1947, pp.266-280.
- (15) Duchaussoy, H., *La vigne en Picardie et le commerce des vins de Somme*, Paris/Fontenay, 1926; Lesort, A., Le trafic du vin sur l'Oise, dans *Bulletin philologique et historique du C.T.H.S.*, t.1. 1960, pp.295-302. 関連して『低地地方のフランドル地方及びノルマンディーの生産と消費に関する』 Fossier, R., Boire son vin en Picardie au moyen âge, dans Mornet, E. et Morenzoni, F. (éds.), *Milieux naturels, espaces sociaux. Etudes offertes à Robert Delort*, Paris, 1997, pp.93-106. 及び邦語では R・ト・ホ・ノ(堀田重弘他訳)『ノルマンディーの文化と社会——低地地方の歴史』国書刊行会、11001年九月、1193~1195頁。
- (16) Sivery, G., Le bassin scaldien et la géographie de la circulation au XIIIe siècle, dans *Revue belge de philologie et d'histoire*, t.58, 1980, pp.822-828.
- (17) Finot, J., *Etude historique sur les relations commerciales entre la France et la Flandre au moyen âge*, Paris, 1894, pp.147-161, p. j. n° 1.

- (18) Girard d'Albissin, N., Les winages comtaux du Hainaut méridional. Contribution à une définition des péages, dans Hasquin H. (éd.), *Hommages à la Wallonie. Mélanges d'histoire, de littérature et de philologie wallonnes offerts à Maurice A. Arnould et Pierre Ruelle*, Bruxelles, 1981, pp.183-208.
- (19) 旧来のステータル観とその重大な問題性については、田北廣道「中世後期ケルン空間における「市場」統合と制度——十五世紀ケルン・ノイエス間のシニターベル抗争を素材として」同氏編『中・近世西欧における社会統合の諸相』九州大学出版会、二〇〇〇年一月、一八七〜三二〇頁の特に序章を参照。
- (20) Craeybeckx, J., *Un grand commerce d'importation: les vins de France aux anciens Pays-Bas (XIIIe-XVIe siècles)*, Paris, 1958, pp.171-173.
- (21) *Ibid.*, pp.172-176.
- (22) Verhulst, A., Kort overzicht van de geschiedenis van de Zwinstreek in de middeleeuwen, in *Handelingen van het Genootschap voor geschiedenis. Société d'Emulation te Brugge*, dl. 137-3/4, 2000, pp.191-202.
- (23) Van Uytven, R., L'approvisionnement des villes des anciens Pays-Bas au moyen âge, dans *Flaran*, t.5, Auch, 1985, pp.75-116. また、フリマックとステールの関係に関する最新の記述としては、Murray, J. M., *Bruges, Cradle of Capitalism, 1280-1390*, Cambridge, 2005, pp.28-38.
- (24) 前掲拙著「一九九〜二〇〇三頁」及び付録史料を参照。
- (25) Giry, *op. cit.*, p.433, p.j. n° 63.
- (26) *Ibid.*, pp.433-434, p.j. n° 64.
- (27) Derville, A., *Saint-Omer des origines au débuts du 14e siècles*, Lille, 1995, pp.165-167. また、Craeybeckx, *op. cit.*, p.8 は、フリマックについて「一人平均年間一〇〇リットルを割り出している」。
- (28) サン・トメール市によるアー河とその流域の利用・開発については、文献情報も含めて、前掲拙著、第八章を参照。
- (29) Vercauteren, *Actes de comtes de Flandre, 1071-1128*, Bruxelles, 1938 p.112, n° 41.
- (30) Derville, *Saint-Omer...*, p.168.
- (31) Richard, J.-M., *Mahaut, comtesse d'Artois et de Bourgogne (1302-1329)*, Paris, 1887, pp.142-144.
- (32) Derville, *Saint-Omer...*, pp.167-170.
- (33) Id., Le marché du vin à Saint-Omer. Ses fluctuations au XV^e siècles, dans *Revue belge de philologie et d'histoire*, t.40, 1962, pp.348-370.
- (34) Id., Les relations entre Saint-Omer et Dunkerque à la fin du moyen âge, dans *Revue des amis du vieux Dunkerque*, t.14, 1982, pp.39-50; Curbeiller, S., *Dunkerque, ville et port de Flandre à la fin du moyen âge à travers les comptes de baillage de 1358 à 1407*, Lille, 1989, pp.197-202.
- (35) Derville, *Saint-Omer...*, pp.170-173; Renouard, Y., Le grand commerce des vins de Gascogne au moyen âge, dans *Revue historique*, t.221, 1959, pp.261-304; Id., Le rayonnement de La Rochelle en Occident à l'aube du XIII^e siècle, dans *Bulletin philologique et historique*, 1961, pp.79-94. また、この頃の人々の到来については Wyffels, C., Les Cahorsins en Flandre au XIII^e siècle, dans *Annales du Midi*, t.103, 1991, pp.307-321 を参照。
- (36) Giry, *op. cit.*, pp.464-465, p.j. n° 85.
- (37) De Hemptinne & Verhulst, *De oorkonden...*, 2-1, *Regering van Diederik van de Elzas*, Brussel, 1988, p.364, nr.232.
- (38) Giry, *op. cit.*, pp.102-103; Derville, *Saint-Omer...*, p.167.
- (39) Bertin, P., *Aire-sur-la-Lys des origines au XVI^e siècle*, Aire, 1947, pp.278-279.
- (40) Espinas, G., *La vie urbaine de Douai au moyen âge*, t.3., Paris, 1913, p.j. nos 671, 672.
- (41) Derville, *Saint-Omer...*, p.170.
- (42) 低地地方南部を中心に、諸侯領と諸侯家系の変遷を整理し概観した古

- 典的研究』Vanderkindere, L., *La formation territoriale des principautés belges au moyen âge*, t. 1, Bruxelles, 1902, rpt., 1981.
- (43) Beugnot, *Les olim ou registre des arrêts rendus par la cour du roi*, t. 2, Paris, pp. 133-134.
- (44) Finot, *op. cit.*, pp. 349 suiv., p. j. n° II-1; cf. *ibid.*, pp. 86-92.
- (45) BASO, AB XVIII, 15, fol. 40 r°-46 v°.
- (46) 拙著『中世北ノミンヌ・ノ・ボーム通過税の形成・展開と地域における社会的合意』熊本大学（平成一四～一六年度科学研究費補助金研究報告書）二〇〇四年三月、特に第一部を参照。
- (47) Giry, *op. cit.*, p. 432, p. j. n° 62.
- (48) *Ibid.*, pp. 429-430, p. j. n°s 58-59.
- (49) *Ibid.*, pp. 433, p. j. n° 63.
- (50) BASO, BB 200, 1.
- (51) BASO, BB 200, 19.
- (52) BASO, BB 200, 20; BB 200, 21.
- (53) Giry, *op. cit.*, pp. 433-434, p. j. n° 64.
- (54) Craeybeckx, *op. cit.*, p. 185.
- (55) 拙稿「中世都市サン・トメールにおける水産物流通と都市当局——制度としての公開市場の鍛錬」『市場史研究』二六、二〇〇六年二月、三九～五〇頁を参照。
- (56) 同、四八頁。
- (57) 同、四九頁。
- (58) 宿主と仲介業者の関係とそれに関する当局の統制については、藤井美男・岡村明美「西欧中世都市における商業組織の研究——宿主・仲介業者の検出」『産業経営研究所報』二七、一九九五年三月、一五七～一七一頁。H・C・ハイヤー（岩井隆夫訳）『異人歓待の歴史』ハーベスト社、一九九七年六月も、この問題に言及している。
- (59) 拙稿「水産物流通」五三頁。水産品に関しては、負担金制度に基づくギルド制度が確立した二二〇年と同じ年に、女性の魚販売の禁止が別に定められた。
- (60) Greif, A., *Institutions and the Path to the Modern Economy*.

Lessons from Medieval Trade, Cambridge, 2006, pp. 91-123.

- (61) 川名洋「イギリス近世都市における「公式」と「非公式」——一六世紀後期及び一七世紀前期ノスターの事例」『社会経済史学』六九—三二〇〇三年九月、三～三三頁。

付録資料 一三世紀サン・トメール市条例登記帳ワイン関連条項の抜粋

凡例

- 一、以下の添付テキストは、サン・トメール郡図書館古文書部に所蔵されている一三世紀同市の条例登記帳（registre aux bans）の原本（所蔵名及び分類番号 Cartulaire ABXVIII-16）を、A・シリーの校訂本（註(1)を参照）を参照しつつ、再校訂したものである。
- 二、原本は一三世紀の古フランス語の北フランス（ピカルディー）方言で記載されており、低地ドイツ語のアルファベット表記の影響を受けて qu に代わって k が多用されている。また、現代フランス語には数種のアクサンが付された特殊文字やエリジオン（母音省略）のためのアポストロフが用いられるが、こうした記号もむろんこの時代にはない。再校訂に際しては、こうした特徴をそのまま活かすこととした。ただし、明らかな固有名詞に関しては、頭文字の大字表記という「加工」を施した。句点もジリー版を参考に付すようにした。
- 三、「」内に示した数字は、以下に引用した条例が転写されている、条例登記帳原本の羊皮紙葉数（ページ数）を示す。recto は表を、verso は裏をそれぞれ表している。
- 四、（ ）内の四桁の数は、以下に引用した条例がもとも制定・発布された年（もしくは推定年代）を意味する。
- 五、各条例の冒頭に付した番号数字は、原本テキストにはなく、ジリーが校訂に際して施した便宜的な条項番号である。ジリーは校訂に際して、諸条例の意味を重視したため、原本テキストの連続する複数の条例をまとめて同じ番号のもとにくくる、あるいはその逆の作業をときおり行なっている。そのため、原本テキストの区切りとジリー版での条項区切りとは必ずしも一致していない。しかし、本文でも述べたとおり、ここでは引用のしやすさということを考慮して、ジリー版の番号をそのまま残すこととした。

[1 verso]

(vers 1220-1252/3)

Chest del vin.

17. On a commandeï ke nus taverniers ne puet amenuisier ne acroistre de son feur, sor lx s., et si doivent doneir plain lot dedens leur maison et dehors, sor lx s.
18. Et li garchons ki mestraïroit seroit mis el pelli, et son ne le peust prendre, li ostes seroit pour lui a lx s.
19. Et se le vile eust a faire de vin pour faire prosens on porroit prendre del milleur del chelier tant com il leur plairoit pour le fuer de lautre vin kon vent a broke.
20. Et ke nus ne mene vin de miel ne dautre mauvais vies vin ne de nule autre maise cose.
21. Et son le trovast mellei on lenfonderroit et si seroit a qu li vin fu a lx s.
22. Et se li taverniers le mellast, il seroit a lx s. et perdroit son mestier a tous jours.
23. Et ke nus estranges hom venge vin a broke, sour lx lib.
24. Et saucuns bourgeois vendist vin destrange homme ou le fesist vendre, il serait a lx s. et perdroit son mestier an et jour.
25. Et ke nus ait raspei en taverne ou on vent vin a broke plus longhement ke lissue davril; et son le trovast on leffonderroit et li taverniers seroit a lx s.
26. Et ke nus nacache vin sous lestaple puis ke li solaus est couchies ne devant chou que li solaus est leveis ne fache tonel aforer, sor lx s. Et saucuns laforast, il seroit a lx s.
27. Et que nus ne prenge part de vin sour lestaple s'il nest a son oes propre ne demande part sil ne soit la le paumeë soit ferue ou le denier dieu donei, sor lx s.

28. Et ke nus nacache vin sor lestaple sil nel met anchois el chelier kil le venge avant, sor lx s.
29. Ne a ces estrange homme ne puest nus geteir ne prendre waigne sil nel met anchois el chelier, sor lx s.
30. Et sau[2 recto]cuns valles i getast ou ses sires fust presens, il seroit a lx s. se li valles na se karitei et si doit estre de sen cateil propre.
31. Li taverniers doit doner del meisme vin kil fait crier et sil donast autre il seroit a lx s. et si ne porroit vendre vin a broke dedens un an et un jour.
32. Et autreteil fourfait seroit chil ki osteroit le bare del tonel dAuchoirre et le mesist a thonel de Soisons, ou del thonel de Soisons et le mesist el tonel dAuchoirre ou vin de trille avoec vin dAuchoirre on de Soisons; ou ki mesist vin de trille ou dautre teroir en toneaus dOrliens et le vendist por vin dOrliens, il seroit a lx s.
33. Et que nus taverniers laise jueir en se taverne par jour ne par nuit, sor lx s.
34. Et se chil ki i juast pe dist ses dras, li ostes li devroit rendre pour nient.
35. Et ke nus boive en taverne puis ke li cloke de pais soit sonee sil nest ostes, sour x s, et li taverniers seroit a lx s.
36. Et ke nus crieres de vin crie vin dautre teroir kil est, sor lx s.; mais sil penst monstrier par cones gens ke li taverniers li fist crier de chel teroir et il fust dautre, li taverniers le devroit aquiteir de ces lx s. et si ne porroit vendre vin a broke dedens un an et un jour.
37. Nus hom meche vin rinois a broke devant chou kil ait venu devant eskevins et ait jurei ke ausi pur que il est venus dedens le vile, ausi pur le vendra et sil le mellast d'autre vin, il seroit a lx s. et si ne porroit vendre vin a broke dedens un an et jour et si perdroit le vin mellei.

Des abrokieres de vin,

39. Nus abrokieres de vin prenge plus du tonel ke xij d. sor l'estaple et dedens le chelier, xij d., sor lx s. et perdre son mestier an et jour; et ki plus en donroit, il seroit a lx s.
39. Et ke nus ne voise avoec marchand de vin ne en maison ne en chelier pour vin aidier à achateir sil ni est apeleis et nient plus ke un seul ensamble, sor lx s. et de perdre son mestier an et jour.
40. Et ke nus boive a charete vin plus ke doi ensamble si ke li uns boive et li autres lafore, sor lx s. et le mestier perdu an et jour.
41. Et que nus nafore tonel devant chou kil est venus sor lestaple sor le meisme forfait.
42. Et ke nus couretiers ne marchans ne voise hors de le vile pour vin achateir, se che ne soit en vile de loy, [2 verso] sour le meisme fourfait.
43. Et ke nus marchans ne brokieres voise par nuit sour lestaple pour vin achateir ou pour monstreir ou pour vendre; et sil le fesisent li marchans et li brokieres chascum seroit a lx s. et perdroient leur mestier an et jour.
44. Et ke nus marchans ait compaignie avoec abrokeur, sor lx s. et li brokieres seroit a lx s. et perdroit son mestier an et jour.
45. Et ke nus courretiers ne se melle dautre courreterie fors de chele ou il est mis par eskevins, sour lx s. et de perdre son mestier an et jour.
46. Et ke nus cuveliers meche bare de tonel d'Auchoirre ou de Soissons au tonel de trille, sor lx s.
- [3 verso]
(1252-1256)
- Couretier. Hostelier
83. Nus makelare de le vile ne puet aeateir ne vendre ne estre marchans de markandises dont il est makelare, sor lx s.

84. Et nus makelare, nacache dras en le hale se li marchans nest avoec lui, sor fourfait de lx s. et son mestier a perdre an et jour.
85. Li ostelier de le ville ki rechoivent Espaignous ou estranges gens qui acatent dtas doivent faire paier as marchans des dras dedens les vij jours kil sont acatei, sil ne filst par convenenche pourparlei; et se plainte en venist apres les vij jours devant eskevins kil ne fussent paie, se li osteliers en fust tenus, il seroit a lx s. et perdroit son mestier de herbergerie an et jour.
86. Nus ne doit metre a passer ame outre le met labei, fors de soleil uisant, sor lx s.
87. Nus escutemans ne puet deskerkier vin kil amaine de Gravelinghes entre le ville et Gravelinghes, sor lx s.
88. Ki vent vin rinois a bkoke doit faire depechier le tonel dedens tierch jour kil est hors, sor lx s. et tonel a perdre et li cuveliers ki remeteroit le fons seroit a lx s.
- [4 recto]
94. Chil ki maintent vin aval le vile doivent avoir a leur carete j faisil et un warret sor vj s.
95. Nus ne puet estre makelare sil nest par eskevins et sil ne la jurei, sor lx s. et se bourgeoisie a perdre.
96. Nus ne defende a bourgeois ki a se karitei part de markandise la il est avoec, sor lx s.
- [6 verso]
(1257-1263)
159. Nus deskerkeurs de vin ait compaignie avoec autre, ausi com chil du rivage avoec chaus de Saint Bertin, ou chil de Saint Bertin avoec chaus de Haut Pont; et saucuns daus en iust pourtrais, il seroit a lx s. et perdroit sen mestier an et jour. Et tout chil ki voelent puent avoir poulains et waignier et faire cel mestier et saucuns le 'conrtedesist, il seroit al meisme fourfait. Et ke nus deskerkieres soit si hardi kil boive as toneaus des bones gens ne

de bourgeois ne destrange avoec pipes, sor le pellorin. Et saucuns portast pipes sour lui afaities pour boire vin, on le metroit el pellorin. Et ke nus deskerkieres prenge [7 recto] plus du tonel pour metre en eawe ke assis i est par eskevins sour teil fourfait ke assis i est.

160. Et ke nus deskerkieres de vin deskerke vin sour le stalboem de Haut Pont dedens le tour, sor lx s.

161. Nus cuveliers ne soit si hardi kil satarge de venir a estaindre le tonel ki degoute quant on vient pour lui et sil fust atains et plainte en venist, il seroit a vj s.

[7 verso]

174. Nus ne boive as toneaus ki gisent sor le rivage en le neif ne autre lieu avoec pipes ne avoec autres instrumens, sor lx s.

186. Nus ne meche moust dedens sen pourpris ki vies vin ait, sor lx s.

187. nus deskerkeurs de vin porche levier sil ne va ou revienigne de deskerkier, sor lx s.

[8 verso]

215. Et ke nus ne venge en une taverne ensamble soit blanc vin soit vermeil ka un fuer, tout le blanc a j fuer et le vermeil a j fuer, sor lx s.

[9 recto]

228. Et ke nus ne tiegne taverne ne vende vin dehors le change de le vile dedens le banliewe en aoust duskes a le saint Mikiel, sor lx s., fors a Tilleke sor le rue.

230. Nus ne puet aforeir vin sil na iut viii jours au mains, sor lx s., puist le saint Andrieu en avant. Et ke nus ne brosse ne mueve ne tourble le vin, sor lx s., puis chel meisme jour.

[10 recto]

(1264-1267)

255. On a defendu ke nus makelare de vin voist fors de le banliewe

avoec estrange homme faire markelarie, sor lx s. et de perdre sen mestier a tousjours.

261. Et ke nus makelare voist. fors de le banliewe avoec estrange marchand, sor lx s. et le mestier perdu.

[11 recto]

(1272)

301. On a commande ke nus makelare voist avoec marchand pour markandeir se li marchans ne le apele avoec li, por faire ses marchandises, sor lx lib. et le pellorin.

302. On a commandei ke nus makelare ne prenge plus de j d. de le lib. de marcandise kil acatera, sor lx s. et de estre banis x ans et x jours sor le teste; et chil ki le donroit seroit a x lib. fors de vin, de chevaus et de karetes.

303. Et ke li coretier vendent les markandises des bones gens bien et loiaument et sil ne le fesissent et on le peust savoir par bone veritei, il seroit a lx lib. et le baniroit on a tousjours sor le teste.

304. Et ke nus coretiers nait encovent a nului tornois pop parisis ne denier por autre, sor lx lib.

305. Et ke nus ne venge deniers en maniere de marcandise sil ne tient estavlie aperte de prester, sor lx lib.

306. On a commandei ke nus ne tiengne cheval a loeir s'il ne vaet c s. ou kil puist tenir et faire ses journees, sor lx s. Actum LXXII.

307. On a commandei ke nus machecliers ne tue veel pour vendre sil ne vaut x s. de parisis, sor lx s. Actum anno Mo CCo et LXXIIo.

[11 verso]

(1268)

313. On a commandei ke nus ne melle vin, sor lx lib, ki ne font que x lib. et sen mestier a perdre an et jour.

.....Actum M CC et LXVIII.

[12 verso]

(1270(1271))

338. On a commandeï ke nus makelare ne soit sour lestaple sil na son hanap et son foret, sour le makelarie de lestaple a perdre.

Actum M. CC. LXX, mense martio.

[13 recto]

(1269)

350. On a commandeï ke nus karetiars ne karie vins devant chou quil ait doneï plegerie a le hale de x lib. por rendre le tonel sil meskarioit u enfondroit, sor lx s.

353. On a commandeï ke nus ne fache moustarde ne verde sause se ele nesttempree de aisil de vin bon, sor lx s. et destre banis hors de le vile.

354. On a commandeï ke quant on fait acorde et pais, ke nus ne doigne ne offre ke le ... (sic) loy de le ville, sor lx lib.

355. Et ke nus ne melle vin, sor lx lib, ki ne iont ke x lib. et sen mestier a perdre an et jour. Et li baillieus et eskevin iront as cheliers et rewardeïent sil est melleis et sil le truevent melleï il est a tel forfait com il est dit deseure.

[15 verso]

(1273-1279)

414. On a commandeï ke ausi tost ke li maronier aront ameneï les vins des bonnes gens dedens le vile et les neis sont atakie au Statboin, kil voident leur neif et voisent hors, sor lx s. et le neif perdue et kil ne i viegnent sil nest pour ameneï vers le kai.

418. Nus namaineche toneaus vuis ne dnés hors de le vile, sor lx s. et les toneaus et les dues a perdre avoec. (この条例は傍線で削除されている)。

[17 recto]

444. On a commandeï ke nus ne boive en taverne puis verdecloke, sor lx s. et ke nus ne jue as deïs en taverne, sor lx s.

[17 verso]

(1280)

456. On a defendu ke nus maroniers ne prenge plus de vin a voiture en se neif kil puet ameneï duskes au kai et sans alegier, sor lx s, et, le neif a perdre.

[18 verso]

477. On a commandeï ke nus coretiars de vin soit hosteliars, sour lx lib.; et ke nus se melle de cortrie de vin, sour lx lib. sil nest par eskevin.

[19 recto]

(1281)

494. On a commandeï ke nus ensaigne ne faiche marke as toniaus de vin sour le [19 verso] staple devant che kil est vendus et jeteï lot, sour lx s.

495. On a commandeï ke nus prengne part ne demande part sour lestaple sil na le ghilde, sor lx

[20 verso]

(1281-1290)

518. On a commandeï sour les coretiars des karetes ke quant il aront laveï kar ou karete, kil prengnent leur coretrie la il font leur covenenche et nient ailleurs, sour bourgeoisie a perdre et leur mestier; et ki ailleurs leur donroit il seroit a lx s.

519. On a defendu ke nus vende vin ne servoise mies ne autre bevrage ne tiegne taverne sour les atries dedens le banliwe, sour lx lib. Et ke nus voise boise ne boiveche en taverne sour atrie, sour lx lib. Et ke nus envoie ne voise querre vin, chervoise, ne autre bevrage nule en taverne, sour lx lib.

[22 verso]

565. On a commandeï ke nus boive en taverne apres le cloke, ne bourgeois ne autres, sour lx s.; et li taverniers la il beveroïent seroïent a lx s.

[23 recto]

(1290)

577. On a defendu ke nus ne meche vin blanc de Poitou de Saint Jehan en cheliers, avec vin franchois ou d'Auchoire, ou Rinois, sour lx s.

[23 verso]

(vers 1220?)

Chest li cuelloite du fouich.

578. c rasieres de blei, c hues davaine, c rasieres de feives, c r. de pois, c r, de veche, c r. dorge, c r. de soile, c r, de soucrion, c r. de nois caureches, c r. de seil, chascun chent, ij s. et chascune rasiere par li, o. Uns toneaus de vin iiij d., uns toneaus daisil, iiij d., uns toneaus dolie, vj d., uns toneau de miel, vj d., uns toneaus de saim, vj d., uns toneau de poi, ij d., uns tonneau de chendre, ij d., uns toneau de goudale, j d., j sas de...

[41 recto]

(1270-1280?)

Chest li ordenemens del assise.

856. Li toneaus de vin d'Auchoirre kon vent a broke, paie xxvj s.
 857. Li toneaus de tout autre vin de le muison de le vile, xxviiij s.
 858. Li toneaus de vin Rinois a broke paie a lavenant de se muison.
 859. Li toneaus de tous vins kon vent en gros, de chascune livre, ij d.

[42 verso]

<assise の続き>

918. Et ke tout tavernier paichent leur assise de chascun tonel ke il vauront aforeir anchois ke il i mechent le broke, sor double.
 919. Et on ne abasara ne relassera point del en videnge.
 920. Et ke nus ne venge vin a broke, sor lx s., sil nest ensignies.
 921. Et kon defache le tonel dedens tierch jour quant il sera hors, sor lx s.
 922. Et ke nus crieres de vin sil ne seit ke le assise est paie, sor lx

s. et le mestier perdu.

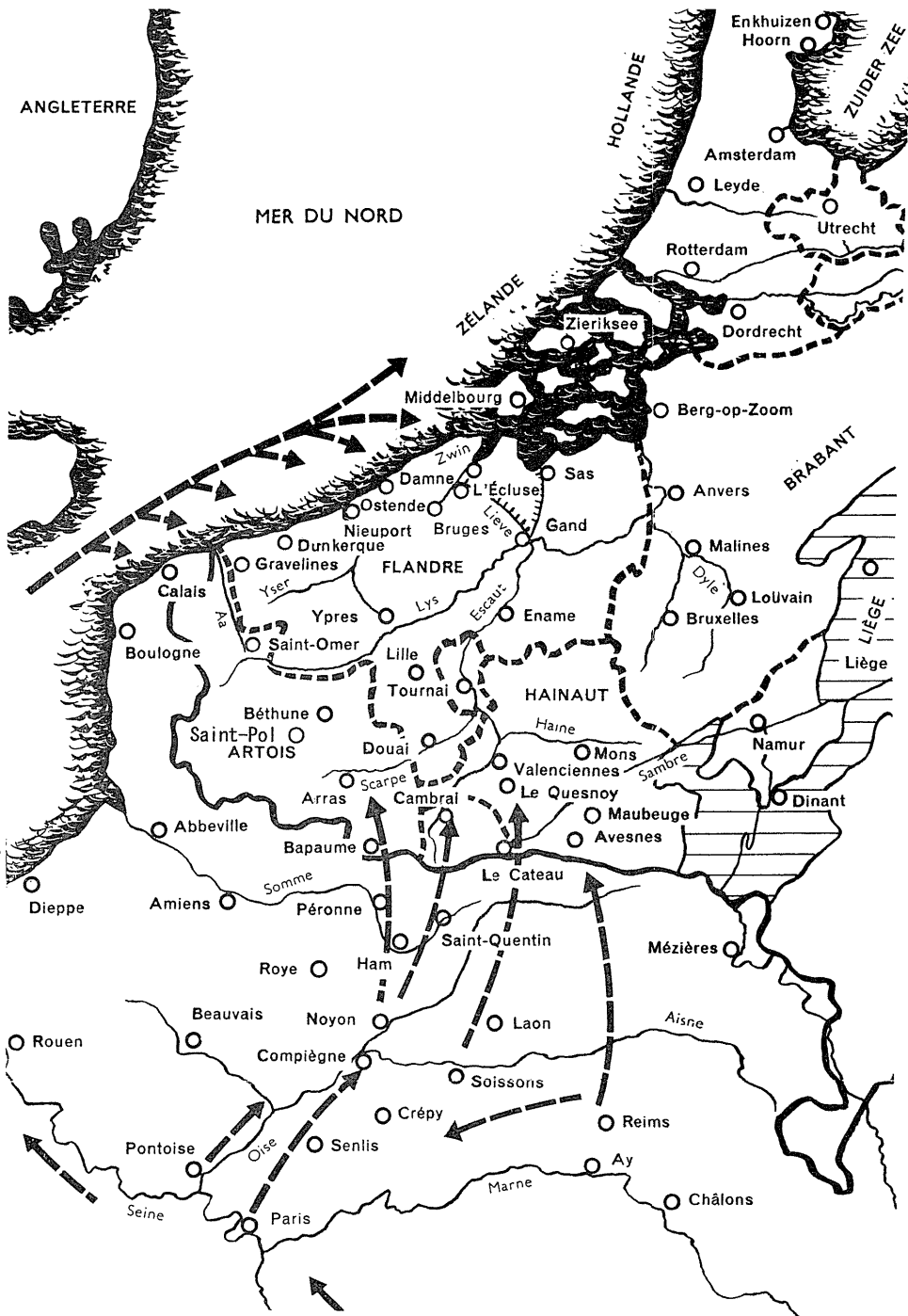
923. Et ke nus winscrodere ne kerke vin kon vent en gros en le vile, ne ne meche le main avant chou kil fachent et aient enseigne des reveveurs del vin ke li assise est paie, sor lx s. et le mestier perdu.

929. Et li gaugieres ne gauge nul vin avant kil sachent kil sachent kon ait paie le assise, sour se bourgeoisie.

[44 recto]

956. Li toneaus de vin d'Auchoire ke on vent a broke paiera xxvj s. Li toneaus de tout autre vin de le muison de le vile, xxviiij s. Li toneaus de vin Rinois ke on vent a broke paiera a lavenant de se muison.

957. Li toneaus de tous vins kon vent en gros paie de chascune lib, ij d., et son lenmaine huers de levile por vendre, de chascune lib. kil coustera, paiera on ij d. Et se aucuns borgois fait envoier vins hors de le vile por vendre a broke en lieu la on ne paie point dasise paiera de chascun tonel xx s., et chascuns ki bevera vin en se maison paiera du mui v s.



関連地図 北フランス・ネーデルラントの主要都市とワイン流通

* ←はワイン生産地からの主要なワイン輸入経路

** Craeybeckx, op. cit., planche après p.43 からの抜粋 (一部地名を付加)